

2. 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性と創造力を育む文教のまちづくり

2-1 未来を創造する生涯学習社会の確立

2-1-1 生涯学習環境の充実

■ 現況と課題

多様な学習機会の提供として、生涯学習関連の行事や各種教室を開催するとともに、生涯学習情報誌「生涯学習みまた」の発行や回覧、「広報みまた」による各種事業の紹介や募集等の掲載など、町民への情報提供を行っています。

高齢化の進行や価値観の多様化などの社会変化に適応し、豊かな人生を送るために、町民の学習意欲や社会参加意欲が高まっています。今後も多種多様な情報提供や環境整備も含めた学習活動への支援に努め、生涯学習のさらなる充実を図っていく必要があります。

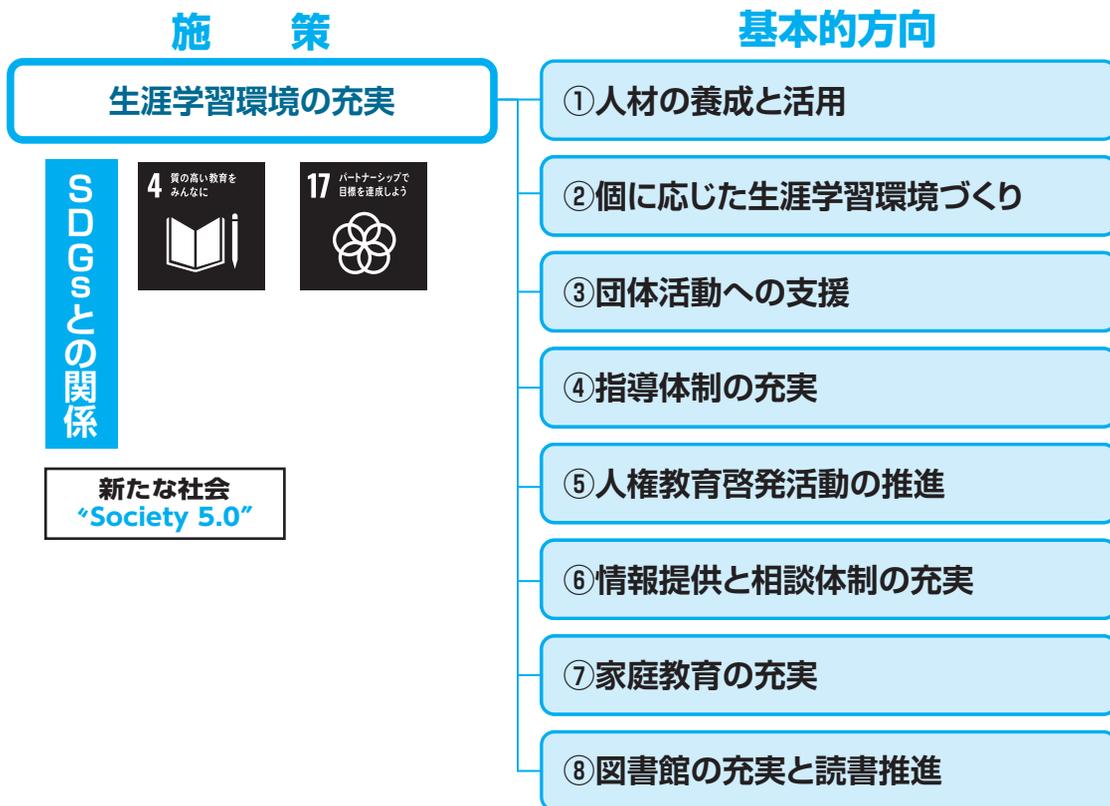
また、少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化など、社会がますます複雑化・多様化し、家庭や地域の教育力が低下しつつあります。これからの教育は学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に地域・学校・家庭の連携が不可欠になるものと考えます。そこで、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした取組として、三股町明るい未来創造事業（学校サポート、放課後子ども教室、土曜学習の3事業）を今後も展開し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援していきます。加えて、家庭は教育の原点であるという観点からも、家庭が本来有している教育機能を向上させる取組を推進します。

町民の読書環境の充実を図るため、図書館における資料の新規購入や県内公共図書館との資料の相互貸借を行っていることから、本のリクエストも多く寄せられています。町民のリクエストに応えることで読書環境が充実し、町民の豊かな暮らしや地域活性化に役立っていることから、今後も利用者のニーズを見据えながら、幅広い資料収集に努めていきます。

■ 施策の視点

生涯にわたり学習が継続でき、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の構築に努めます。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①人材の養成と活用

学校を核とした地域力の強化を図るため、地域の多様な経験や技能をもつ人材・企業等の参画による学校の教育活動等の支援や、土曜日等に教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援します。

様々な分野で培った知識や技能等を習得された人材を発掘し、積極的に生涯学習教室等に活用するため、「生涯学習人材バンク制度」の活用を図ります。

学校区ごとに「人材バンク登録」を行い、そのデータを学校支援コーディネーター（地域学校協働活動推進員）が管理し、学校との協働活動に利用することにより、学校を核とした地域力の強化を図ります。

人材バンク登録は、個人だけではなく、町内の各種団体や企業、大学も含め、多様な支援に対応できるよう掘り起こしに努めます。

②個に応じた生涯学習環境づくり

生涯を通じた学習活動への支援を行うに当たり、各ライフステージにおける特性や課題を考慮し、相互の関連を考えながら生涯学習施策の展開を図っていきます。

また、町民のニーズの把握や情報収集により、新規の生涯学習教室の開設や、生涯学習環境の整備を進めます。平日、仕事等で教室を利用できない方のために、夜間や土曜日・日曜日の教室開設を推進します。

③ 団体活動への支援

各社会教育民主団体の活動目的に応じた取組や、地域活性化に向けた取組を支援します。また、既存の社会教育民主団体については、自主運営に向けた指導を行います。

④ 指導体制の充実

生涯学習活動を推進するため、社会教育指導員を配置するとともに、社会教育職員の資質の向上を図るため、社会教育主事の有資格者の養成を図ります。

⑤ 人権教育啓発活動の推進

町民を対象とした人権に関する研修会の開催や、人権啓発強調月間における広報等による啓発活動に努め、一人ひとりの人格が尊重される社会の実現を目指します。

⑥ 情報提供と相談体制の充実

生涯学習の年間行事や各種教室、各種制度はもとより、グループ・サークルの活動、教育機関が実施する講座など、様々な生涯学習情報を収集し、ホームページで情報提供します。

また、学習相談に的確な対応ができる体制づくりを推進します。

⑦ 家庭教育の充実

保護者の意識を高めるために、PTA等の団体や他行政機関と連携して、子どもの発達段階（成長）に応じた保護者の役割など、家庭教育に関する講座や研修、講演会等の開催に取り組みます。

家庭教育学級の活動では、県教育委員会による「みやざき家庭教育サポートプログラム」とチーフトレーナーを活用するなど、学級ごとの学習活動を充実させるとともに、年1回の合同研修会では、各学級間の交流や情報交換の機会となるよう努めます。

また、子どもたちと地域社会とのふれあいの機会づくりなど、地域・学校・家庭が一体となって教育に取り組む環境づくりに取り組みます。

⑧ 図書館の充実と読書推進

図書館の充実を図るため、幅広い分野の図書や視聴覚資料の収集・保存を行い、資料を整備します。

自館に所蔵していない資料の閲覧リクエストについては、県内をはじめとする公共図書館とのネットワークを活用して、充実した資料提供を実施します。また、調べものなどのレファレンスサービスにも力を入れます。

図書館利用や読書の機会となるイベントを企画・実施し、図書館の利用や読書を推進することで、町民に身近な図書館としてのさらなる充実に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①人材の養成と活用	生涯学習の成果が生かされる体制整備	→	→
②個に応じた生涯学習環境づくり	ライフステージに応じた生涯学習環境づくり	→	→
	生涯学習活動の支援充実	→	→
③団体活動への支援	各団体の育成・支援	→	→
④指導体制の充実	必要な指導体制の確保	→	→
	社会教育職員の資質向上	→	→
⑤人権教育啓発活動の推進	人権教育啓発活動の推進	→	→
⑥情報提供と相談体制の充実	最新生涯学習情報の発信	→	→
	相談体制の充実	→	→
⑦家庭教育の充実	家庭の教育力の強化	→	→
	地域における教育力の向上	→	→
⑧図書館の充実と読書推進	図書資料の整備充実	→	→
	図書館利用促進や読書推進イベント実施	→	→
	県内公共図書館ネットワークを活用した資料提供とレファレンスの充実	→	→



2-1-2 国際理解教育の推進

■ 現況と課題

学習指導要領の改訂に伴う小学校の外国語教育については、中学年（第3・4学年）では「外国語活動」が、高学年（第5・6学年）では「外国語科」が導入されました。また、外国語は原則として英語を取り扱うことも示されました。

本町においては、外国語指導助手（ALT）や小学校外国語専科指導教員を活用し、小学校中学年で「聞くこと」や「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」といった音声面を中心とした、外国語を用いてのコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を図っています。さらに、小学校高学年の「外国語科」の教師指導においては、「読むこと」と「書くこと」の2つを加えた5つの領域の言語活動を通じて、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目指しています。この段階的な小学校での学習を基に、中学校では、外国語による「聞くこと」や「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーション能力の育成を図っています。

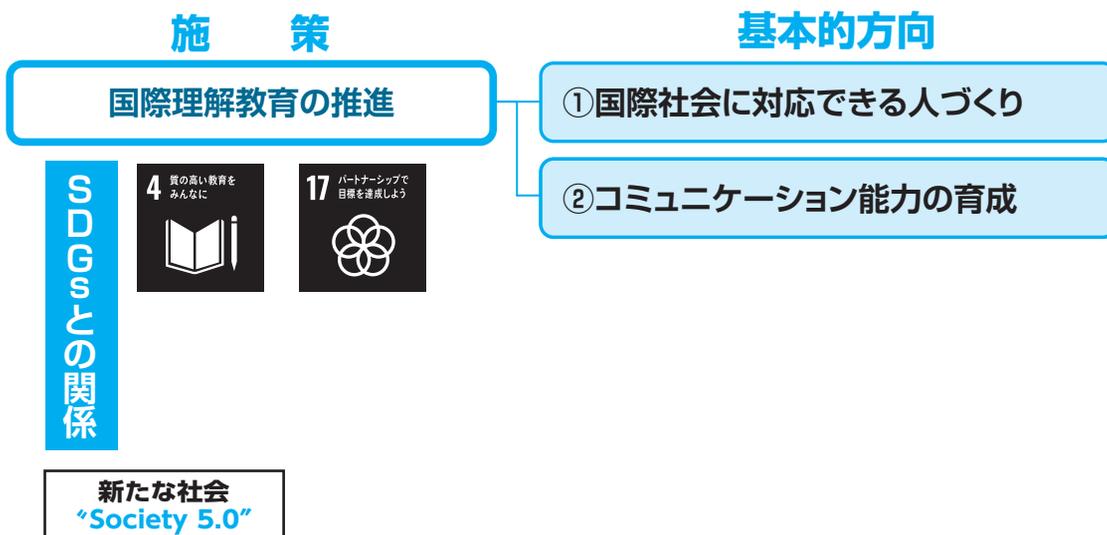
また、実際に海外体験の場として、ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業を活用し、ホームステイや語学研修を実施しています。

今後とも、国際社会に対応できる人材の育成に取り組むとともに、多文化共生の実現に向けた取組を推進することが求められます。

■ 施策の視点

国際理解の啓発に取り組むとともに、国際交流の推進を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①国際社会に対応できる人づくり

グローバル化の一層の進展による国際競争が加速する一方、異なる文化との共存と国際社会の発展に向けた国際協力が求められる中、地球的視野をもって行動し、国際社会を主体的に生きる人間を育成することが大切です。

本町は、ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業を通じ、異文化・社会を学ぶ機会を提供し人材育成に努めます。

②コミュニケーション能力の育成

ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業や外国語指導助手（ALT）を活用し、体験的に外国の言語や文化について理解を深め、国際社会に対応することのできる能力の育成に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①国際社会に対応できる人づくり	学校教育等の国際理解教育の推進	→	→
②コミュニケーション能力の育成	ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業	→	→
	外国語指導助手（ALT）の活用	→	→



2-1-3 青少年教育の充実

■ 現況と課題

青少年の非行防止を図るため、三股町青少年育成町民会議が設置されており、防犯の実働部隊として三股町青少年指導員連絡協議会が設置されています。各自治公民館長から推薦された者と町内小中学校のPTAから推薦された指導員47名で組織され、継続して防犯パトロールを実施しています。今後も、活動内容を啓発し、防犯パトロールを継続し続けることで、青少年の犯罪への抑止効果を高めていきます。

また、宮崎県青少年育成民会議が主唱している「大人が変われば子どもも変わる運動」に賛同し推進することにより、大人自身が手本となるよう呼びかけ、町民全体で青少年教育を充実させることを実践しています。

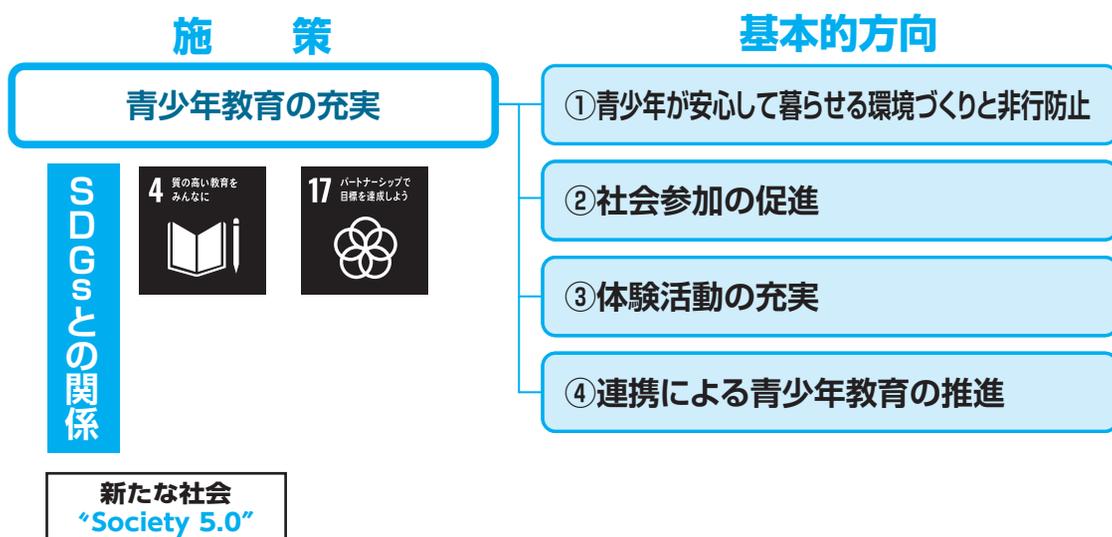
本町には29の子ども会があり、中高生を主としたジュニアリーダークラブがあります。子ども会は各単位で年間を通して様々な活動を行い、その中で地域の人との交流も図られます。

なお、ジュニアリーダーは、各単位での子ども会活動に参加したり、レクリエーション指導を実施するとともに、本町のまつりや地域の夏まつりに太鼓演奏で参加しています。青少年時にリーダーとしての経験を積むことにより、本町の将来を担う次世代の人材育成に努めています。

■ 施策の視点

次代を担う地域の子どもの地域ぐるみで守り育てます。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①青少年が安心して暮らせる環境づくりと非行防止

青少年が安心して暮らせる環境づくりや青少年の非行防止を図るため、町民と連携した組織的な指導を行うほか、県の関係機関等と連携して、青少年に悪影響を与えるおそれのある施設等の改善・指導に努めます。

インターネット上の違法・有害情報サイト等を通じて、青少年が犯罪等に巻き込まれないよう、幼少期から情報を評価・識別する能力（メディアリテラシー²⁶）の養成に取り組みます。

②社会参加の促進

青少年が、意欲ややりがいをもって取り組むことができる活動の場として、子ども会やジュニアリーダークラブ等の活動を支援するとともに、活動の中心となる人材育成に努めます。

③体験活動の充実

地域の人材をはじめとする地域資源を生かした、個性豊かな体験活動を実施し、青少年の健全育成に生かすとともに、地域コミュニティの醸成や体験活動の指導者の発掘・養成に取り組みます。

④連携による青少年教育の推進

PTAをはじめ、それぞれの地域における社会教育組織と連携し、子どもを取り巻く様々な問題解決に向けた協議を行うなどの取組を進めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①青少年が安心して暮らせる環境づくりと非行防止	町民等と連携した組織活動	▶	
	メディアリテラシーの養成	▶	
②社会参加の促進	活動団体の支援・育成	▶	
③体験活動の充実	地域資源を生かした体験活動の実施	▶	
	指導者の発掘・養成	▶	
④連携による青少年教育の推進	地域ぐるみの青少年教育の推進	▶	

26 メディアリテラシー：メディアから得た情報を見極めるスキル（技能）のこと、つまりメディアの情報をそのまま受け取るのではなく、自分で考え確認するスキルのこと。

2-2 学校教育の充実

2-2-1 公立学校教育の充実

■ 現況と課題

本町には、小学校が6校と中学校が1校あります。小学校は、西高東低の人口偏在の影響から、児童数の多い中・大規模校3校と児童数の少ない小規模校3校とに大きく分かれます。中学校は、県内随一の生徒数が在籍する超大規模校となっています。

本町では、この小学校6校と中学校1校という特性を生かして、全小中学校での小中一貫教育を実施し、「あいさつの徹底」、「無言清掃の徹底」、「郷土学習の充実」に取り組んでいます。これらの取組を平成22(2010)年に「三股町児童生徒憲章」として制定しました。また、平成25(2013)年度からは、町内の幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校の「タテ」の連携を図り、15年間を見通した一貫性のある教育を推進しています。

さらに、「文教の町」三股町の将来を担う、心豊かでたくましく、生きる力をもった「みまたん子」を地域・学校・家庭が一体となり、「ヨコ」の連携を図って育むことを目的として、平成26(2014)年7月に「三股町教育の日」を制定しました。

一方、小学校の児童数の偏在は、中・大規模校にあっては学校施設の拡大が、小規模校にあっては学校の維持存続や複式学級化といった、様々な課題を生み出す要因となっています。そのため、本町では、小規模特認校制度や調整区域制度を設けて、学校区域外への就学を認め、児童数の偏在という要因解消に努めています。

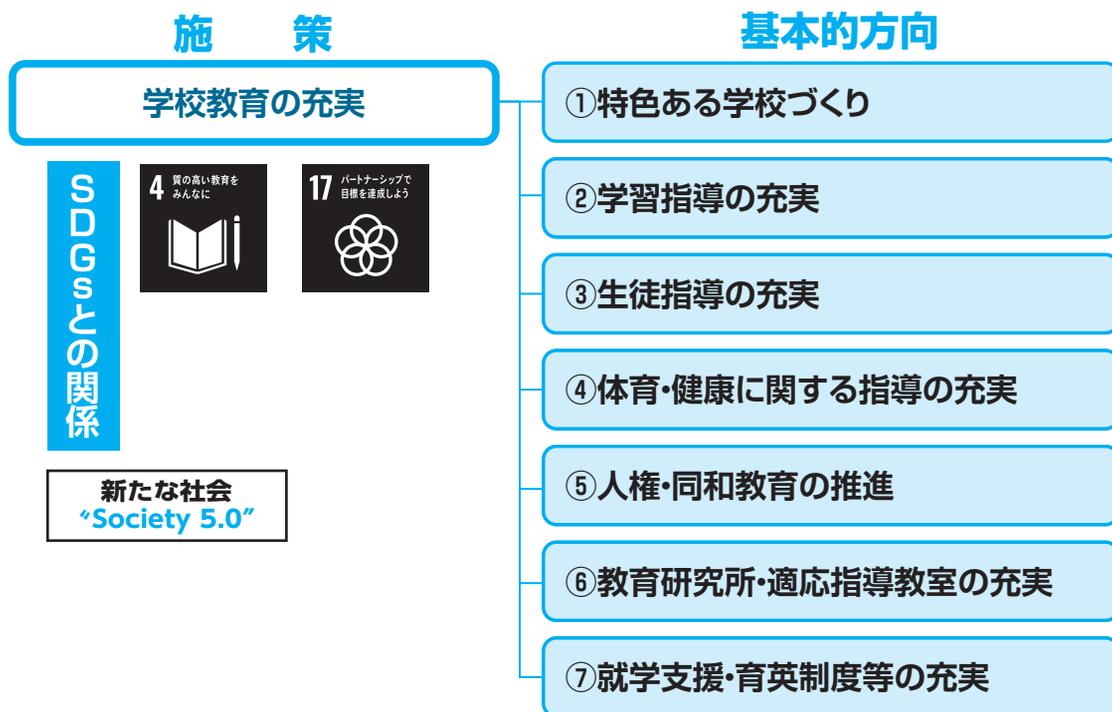
また、小規模特認校制度の利用拡大を図るため、平成29(2017)年度よりスクールバスを導入し、通学支援を行っています。

今後も、各学校が特色ある教育を展開するとともに、児童生徒の豊かな人間性と個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力を培っていけるよう、教育内容のさらなる充実を図っていきます。

■ 施策の視点

知・徳・体の調和のとれた、郷土を愛する、人間性豊かな子どもを育みます。
「未来を創る 心豊かで活気あふれる 文教三股の人づくり」

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 特色ある学校づくり

教育基本法の理念と三股町民憲章、三股町児童生徒憲章の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む特色ある教育・学校づくりに今後も取り組みます。これまでの伝統教育を踏襲しながら、郷土三股に関する指導をより充実させていきます。また、町内の幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校の連携・接続を強化し、15年間のスパンで子どもたちの育ちを支える一貫性のある教育をさらに推進していきます。

子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働して取り組む、「コミュニティ・スクール制度」の導入やキャリア教育を進めていきます。

② 学習指導の充実

児童生徒の個性や能力を的確に把握し、指導の個別化・学習の個性化に生かすために、エビデンス（科学的根拠）に基づいた指導方法の改善に努め、児童生徒の個別最適な学びの実現を図ります。

困難さを有する児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

基礎的・基本的な知識及び技能の習得や、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の育成を通して、すべての児童生徒の確かな学力の定着を目指し、各学校が創意工夫して教育課程の編成・実施・評価を行います。

③生徒指導の充実

生徒指導上の課題を早期に解決するため、教育委員会と各小中学校との連携を強化します。

生徒指導を着実にを行うため、教職員と児童生徒の信頼関係や、児童生徒相互の信頼関係を構築するために、学校全体で取り組むポジティブな行動支援（スクールワイドPBS）や、児童生徒が互いに思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピア・サポート活動に積極的に取り組みます。

また、スクールカウンセラー²⁷、スクールソーシャルワーカー²⁸、スクールサポーター²⁹といった様々な人材との連携を図りながら、児童生徒の困難さに応じた生徒指導の充実に努めます。

④体育・健康に関する指導の充実

学校医、学校薬剤師、保健所等、関係機関との連携を図りながら、体力の低下、心身の健康不安、生活習慣病の低年齢化等の現代的な課題に留意しつつ、体育・健康に関する指導を実施します。

中学校の部活動においては、部活動指導員や外部指導者の活用を図り、地域と連携した指導をより充実させていきます。

食育を通して、日常生活における児童生徒の健全な食生活習慣の定着を図っていきます。

さらに、安心・安全な学校給食を提供するため、学校給食センターの施設設備の改善に努めます。

⑤人権・同和教育の推進

児童生徒の発達段階に配慮しながら、学校の内外におけるあらゆる教育活動を通じて、自他の違いを認め、お互いの人権を尊重し、心の痛みを理解できる人間性を育み、いじめや差別等の解消を目指した取組を推進します。

人権教育を推進するために、指導者が課題に関する正しい認識と実践力をもつよう、教職員の資質の向上に努めます。

⑥教育研究所・適応指導教室の充実

教育研究所では、教育に関する専門的・技術的事項の研究や指導、教職員の研修等に取り組みます。

適応指導教室では、長期欠席をしている不登校の児童生徒を対象に、学習等の援助を行いながら、学校復帰ができることを目標に取り組みます。また、児童生徒の多様な悩み等に対応するために、相談支援体制の充実に努めます。

27 スクールカウンセラー：学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人。

28 スクールソーシャルワーカー：児童生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。

29 スクールサポーター：学校や児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行う人。

⑦就学支援・育英制度等の充実

小中学校においては、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等の援助を行います。

また、三股町奨学資金制度については、奨学生のニーズが変化してきていることを踏まえ、貸与月額を増額や予約型の貸与審査、入学時の貸与額の一時的な増額等について検討します。

さらに、本町の奨学生が対象となる都城育英会の奨学資金制度の動向も踏まえ、より効率的・効果的な育英制度となるよう検討を進めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①特色ある学校づくり	豊かな人間性を育む教育・学校づくり	→	
	地域の総合的な教育力の活用	→	
	コミュニティ・スクール制度の導入	→	
②学習指導の充実	エビデンスに基づいた指導の個別化・学習の個性化	→	
	特別支援教育の充実	→	
③生徒指導の充実	教育委員会と学校が連携した指導体制	→	
	多様な人材と連携した指導体制	→	
④体育・健康に関する指導の充実	体育・健康に関する指導の充実	→	
	中学校部活動の地域連携推進	→	
	食育等の推進	→	
⑤人権・同和教育の推進	いじめや差別等の解消の推進	→	
⑥教育研究所・適応指導教室の充実	教育に関する技術的事項の研究や指導等	→	
	児童生徒・保護者からの相談・指導体制の充実	→	
⑦就学支援・育英制度等の充実	小中学校における就学支援の実施	→	
	奨学資金制度の充実に向けた見直し	→	

2-2-2 教育・学習環境の充実

■ 現況と課題

本町の教育・学習のための施設整備は、老朽化した施設について順次整備等に取り組んできました。今後も、老朽化の著しい小学校における維持管理の対応や、少人数学級制への移行を見据えた対応などが求められます。

設備面においては、学習を行うのにふさわしい環境を維持するべく、令和元年度には、災害級の気候変動が児童生徒等に健康被害を及ぼさないよう、児童生徒が使用する教室すべてに空調機の設置を行っています。さらに、感染症対策を強化する観点から、令和2年度より和式便器を洋式化する取組を進めています。また、エネルギー消費量を少しでも減らすため、学校施設における照明設備のLED化にも取り組みました。

今後は、学習にふさわしい環境を維持するためにも、気候変動や感染症対策、エネルギー問題といった課題に対しても、大きな視点をもって整備を進めることが必要です。そうすることで、児童生徒が自らの学習環境から、大きな視点について学ぶ機会を得ることにもつながると考えています。

学校教育のICT化に向けた環境整備については、平成19（2007）年度よりすべての普通教室に大型提示装置を導入するなど先進的な取組を進めてきました。平成29（2017）年度には、学校ICT教育環境整備事業を実施して、学校内の情報通信ネットワーク（校内LAN）や、三股町公立学校全校と教育委員会を結ぶ三股町学校連携ネットワーク（校内連携LAN）といった、学校教育情報通信基盤の整備をはじめ、教師用タブレットパソコンの一人1台導入、教室への大型液晶ディスプレイの更新・追加導入及び無線映像転送機能付き無線LANの教室への導入等を行っています。

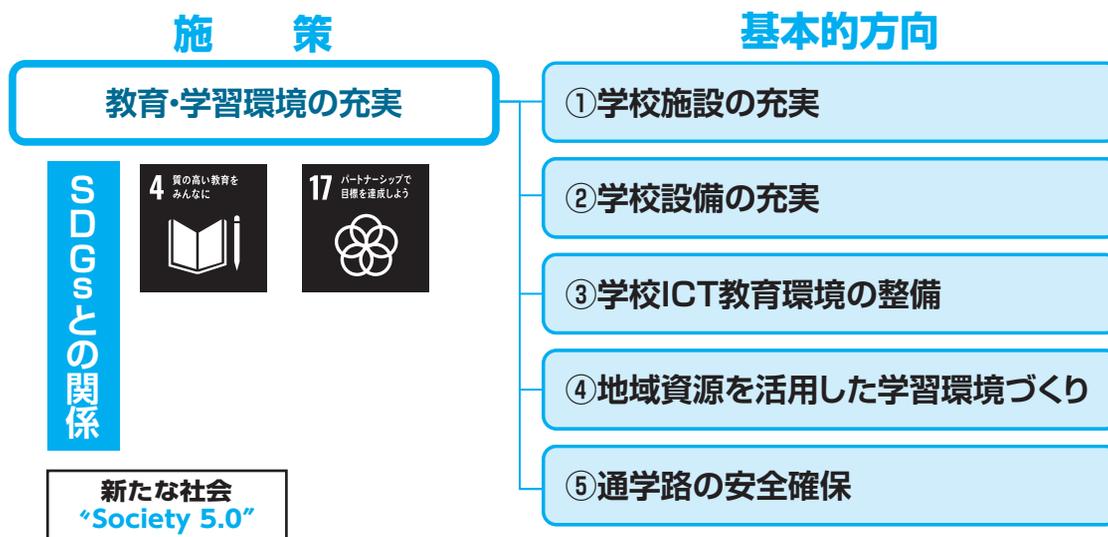
児童生徒向けの学習者用タブレットパソコンについても、試験期間を経て、令和元年度より独自に本格導入を始めていましたが、文部科学省のGIGAスクール構想とその早期実現方針による補助事業を受けて、令和2年度に一人1台配置を達成しています。

今後は、一人1台配置を達成した学習者用タブレットパソコンの活用を図るとともに、GIGAスクール構想の実現に向けたさらなるICT環境の整備と維持管理が求められます。

■ 施策の視点

教育・学習活動を行うのにふさわしい環境づくりを進めます。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 学校施設の充実

老朽化の著しい小学校において、非構造部材等の点検による維持管理を継続して行います。あわせて、施設の長寿命化計画に沿った改修・整備に順次取り組みます。少人数学級制への段階的な移行に伴い、必要となる施設整備等に取り組みます。

② 学校設備の充実

トイレの洋式化を推進するとともに、体育館等の大型教育施設への空調機器の設置を検討し、町全体の施設整備計画と協調しながら進めます。

地球環境に配慮しクリーンエネルギーに寄与することを目的として、教育施設への太陽光発電設備の設置を順次進めます。

③ 学校 ICT 教育環境の整備

三股町学校 ICT 教育環境整備基本計画を策定し、計画的に学校 ICT 教育環境を整備します。

学校 ICT 教育環境の基礎となる学校情報通信基盤及び学校連携サーバ等について、定期的な更新強化を行い、情報インフラの維持を行います。

大型提示装置や教師用タブレットパソコンといった既存の端末機器については、定期的かつ年度において平準となるよう更新を行うとともに、管理性の強化を図ります。

学習者用タブレットパソコンの活用を図るための設備補強を進めるとともに、学習者用タブレットパソコンの持ち帰りによる家庭学習への活用を学校と連携しながら推進します。

学校からインターネット等につながる外部情報通信回線の高速化について、GIGA スクール構想で推奨される通信ネットワーク環境の整備に取り組むとともに、学習者用電子教科書の導入に向けて、国や県の制度・事業に協調して進めます。

子どもと向き合う時間を確保することによる教育の質の向上を目指し、教職員の作業的業務を効率化するため、宮崎県統合型公務支援システムへの移行導入を検討します。

④地域資源を活用した学習環境づくり

児童生徒が本町の豊かな自然資源や歴史・文化資源を教材とした体験学習を行えるよう、水辺や森林、文化財等を対象とした学習環境づくりを推進します。

学校教育活動の一環として、学校外の文化施設、図書館、体育館等、既存公共施設の有効活用に今後も継続して取り組みます。

⑤通学路の安全確保

児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関と連携しながら、三股町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全確保に継続して取り組むとともに、危険箇所の情報共有と公開に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①学校施設の充実	老朽化施設の計画的改善	→	→
	少人数学級制検討への対応	→	→
②学校設備の充実	トイレの洋式化の推進	→	→
	大型教育施設への空調機器設置の検討	→	→
	教育施設への太陽光発電設備の設置	→	→
③学校 ICT 教育環境の整備	三股町学校 ICT 教育環境整備基本計画の策定	→	→
	学校 ICT 教育環境インフラの維持	→	→
	端末機器の管理性強化による効率的活用	→	→
	学習者用タブレットパソコンの活用促進	→	→
	学校インターネット回線の高速化	→	→
	学習者用電子教科書の導入	→	→
	統合型公務支援システムへの移行検討	→	→
④地域資源を活用した学習環境づくり	水辺、森林、文化財等の学習環境づくり	→	→
	学校外公共施設の有効利用	→	→
⑤通学路の安全確保	安心・安全な通学路の整備	→	→

2-3 芸術・文化活動の振興

■ 現況と課題

本町は、平成24（2012）年度から参加創造型事業「まちドラ！ーまち中でドラマに出会える町ー」に取り組んでおり、その中のリーディング公演で上演する脚本を執筆する「戯曲講座」を継続して行っています。平成28（2016）年度には、開館15周年記念公演として、三股町立文化会館にかかわりの深い文化人、芸術家、町民による町民参加演劇を上演しました。令和2年度には「特別編」として、会館20周年記念公演の脚本を書く取組を行っています。

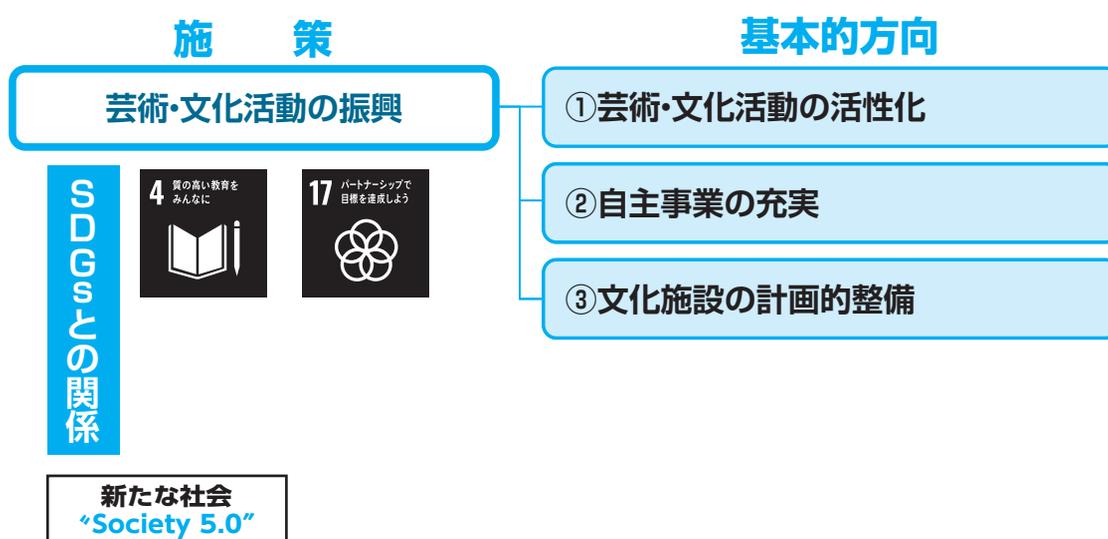
文化施設の整備については、主に経年的な老朽化の考えられる設備の年次的かつ計画的な修繕を行っています。また、各団体の活動支援、町内外の芸術情報の周知も行っています。さらに、文化推進者の表彰等のほか、芸能発表会、文化祭、文化の祭典、文化合同展等の支援を行い、芸術・文化活動にも継続的に取り組んでいます。

今後も、文化協会及び文化の祭典実行委員会と自治公民館との連携を図り、郷土伝統芸能団体の育成と環境整備を行うなど、多くの町民が親しめる芸術・文化活動の充実に努めます。

■ 施策の視点

多彩な芸術・文化に親しむことができる環境を整え、地域の文化振興の拠点とします。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①芸術・文化活動の活性化

文化団体が行う文化の振興及び公演など、郷土・民俗芸能等の活動への支援を継続して実施します。

また、演劇講座、戯曲講座等を継続して行い、地域の文化の振興、文化芸術を次の世代に伝えるリーダーの育成に努めます。

②自主事業の充実

教養を高める各種講演会や文化講座等を開催するほか、町民の意見を取り入れながら、町民のニーズに応じた「公演型」、「普及啓発・育成型」、「参加創造型」の企画を行います。

③文化施設の計画的整備

より安全で利用しやすい施設環境を創出するため、文化会館ホールなどの適切な整備を計画的に実施します。施設や設備の修繕については、公共施設等総合管理計画³⁰及び個別計画に基づき、計画的かつ効率的な整備を実施します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①芸術・文化活動の活性化	芸術・文化団体等の活動支援	→	
	各種講演会、文化講座等の開催	→	
	リーダーの育成	→	
②自主事業の充実	公演型、普及啓発・育成型、参加創造型の企画	→	
③文化施設の計画的整備	文化施設の計画的整備	→	



30 公共施設等総合管理計画：地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。

2-4 文化財の保護と伝統文化の継承

■ 現況と課題

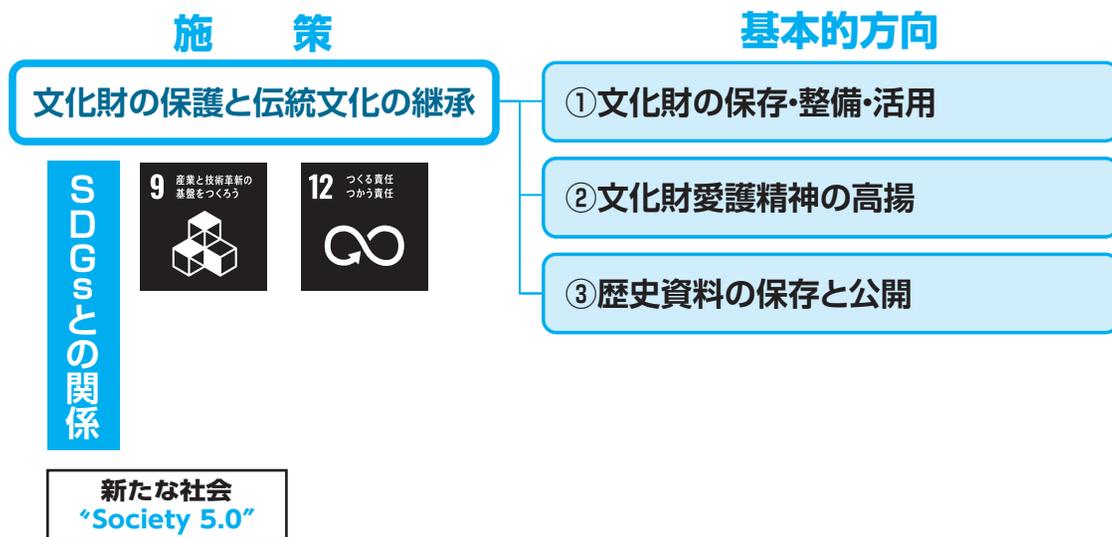
本町には、5件の町指定文化財をはじめ、多くの文化財が存在し、貴重な文化財についてはその保存と整備に努めています。平成30(2018)年度に新しい町史を上下2巻組で刊行し、令和元年度からは、町史編さんの継続事業として、編さん期間中に収集された史料の刊行を目指しています。今後も並行して、町史概略版の発行も計画します。

さらに、歴史的価値の高い梶山城跡の国指定に向けた保存・活用を行うため、用地買収を継続して進めています。

■ 施策の視点

町民共有の財産である文化財の保存・整備・活用を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①文化財の保存・整備・活用

町内の貴重な文化財を後世に伝え残すために、その保存・整備を行い、さらに、教育・観光・地域おこしといった様々な分野で活用できる文化財のあり方を検討します。あわせて、梶山城跡の保存整備計画を策定し、国の史跡指定を目指します。

②文化財愛護精神の高揚

町内の小中学生を対象とした郷土学習授業や史跡めぐり等を行うことで、郷土の歴史に愛着と誇りをもてるような機会を提供します。

町内の史跡に、案内板や標柱を設置して周知を図ることにより、文化財愛護に対する意識の高揚を目指します。また、本町の歴史や文化財をまとめたガイドブックを作成して提供することで、郷土の歴史に愛着と誇りをもてるよう促します。

③歴史資料の保存と公開

本町の歴史解明に欠かせない、古文書等の歴史資料を収集し、その保存・研究・公開に取り組みます。町史編さん事業で収集された史料を文字史料として継続的に刊行していきます。公開については、既存施設の活用も含め、そのあり方を検討します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①文化財の保存・整備・活用	史跡等の保存・整備	→	
	観光資源としての検討、活用	→	
②文化財愛護精神の高揚	小中学校における郷土学習授業等の実施	→	
	案内板・標柱の設置	→	
③歴史資料の保存と公開	歴史資料の収集・保存等	→	
	史料集の作成	→	

2-5 生涯スポーツの振興

■ 現況と課題

本町では、生涯スポーツや競技スポーツなど、様々な面からのスポーツ振興を図るため、生涯スポーツ社会の構築を目指して各種施策を推進しています。

また、「アスリートタウンみまた」の創造」をスローガンに掲げ、競技力の向上やスポーツ・レクリエーションの普及、スポーツ協会組織の強化に取り組んでいます。

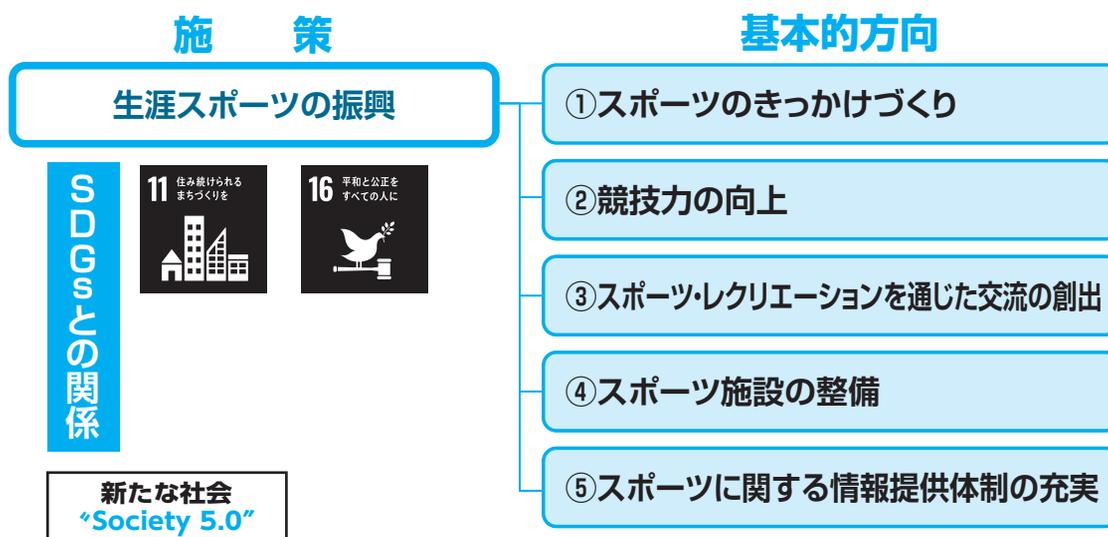
このほか、町民が世代を問わず、気軽にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブが設立され、ニュースポーツの普及等を基に、町民がスポーツに親しむきっかけづくりに取り組んでいます。

自由時間の増大や健康意識の高まりに対応するため、町民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、今後も様々なプログラムの開発や各種大会の充実、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の育成、指導体制の確立、活動拠点施設の整備充実に取り組むことが求められます。

■ 施策の視点

いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる環境をつくります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①スポーツのきっかけづくり

ウォーキングやスロージョギングなど、軽微な運動の普及に努めるとともに、生涯スポーツの普及・振興を目指します。

また、スポーツを行うきっかけづくりを促進するため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、地域や学校等の行事の折にスポーツ推進員を中心としたニュースポーツの出前講座を実施します。

②競技力の向上

指導者に対して国及び県が開催する各種講習会への参加を促すとともに、選手の全国大会等への出場を支援することにより、競技団体活動の充実を図り、指導者や選手のレベルアップを促進します。

また、スポーツ協会の加盟団体の増加を図るため、未加入既存団体への広報活動を行うことにより、魅力あるスポーツ協会の事業を支援します。

③スポーツ・レクリエーションを通じた交流の創出

スポーツイベントやレクリエーションのイベントを開催し、参加者と町民の接点をつくり出します。

また、町民自身がイベント、スポーツ大会、行事等を実施しやすい環境を整えるために、スポーツ用具やテント、放送機器等の資材を貸し出ししており、公園や広場を利用してできる活動を推進することで、町民の交流の活性化を図ります。

④スポーツ施設の整備

利用者が満足して安全にスポーツを楽しめるよう、老朽化した施設の補修について、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、計画的かつ効率的に実施します。

特に、第81回国民スポーツ大会では銃剣道が本町で開催されることから、競技会場となる町武道体育館の改修等を推進します。

⑤スポーツに関する情報提供体制の充実

スポーツに関する情報は、広報みまたや回覧、町ホームページをはじめ、新聞やラジオ、テレビ等のメディアを活用するなど、分かりやすく効果的な情報発信を行います。

また、公共施設に関する情報発信の充実を図るため、インターネットによる公共施設予約システムの導入を検討します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①スポーツのきっかけづくり	みまたチャレンジ総合クラブの活動支援	→	
	ニュースポーツの出前講座の実施	→	
②競技力の向上	スポーツ指導者・選手の育成支援	→	
	スポーツ協会事業の支援	→	
③スポーツ・レクリエーションを通じた交流の創出	みまた町民総合スポーツ祭の実施	→	
	みまたん霧島パノラマまらそんの実施	→	
	スポーツイベント等の開催支援	→	
④スポーツ施設の整備	武道体育館等の改修	→	
⑤スポーツに関する情報提供体制の充実	スポーツ団体やスポーツイベントの情報発信	→	
	インターネットによる公共施設予約システム導入の検討	→	

